

# 具体化する IMFの 中国対策

## 若干の背景

本誌2001年冬号のこの欄で「IMF公式訪中ミッションの持つ重みとその余波」と題し、2000年7月に実施されたIMF会長・書記長の中国ミッション、そして同年12月に開かれたIMF執行委員会での中国問題に関する議論と結論を紹介しました。その結論とは「IMFは、中国総工会ならびにその2加盟金属産業工会と特別なトピック（特に団体交渉問題）についての情報交換を行う」というものでした。IMF会長・書記長は、慎重にはあるが前向きで実践的なアプローチをとることを提案しましたが、アメリカの加盟組合のかたくな且つ感情的とも言える反中国工会の主張の前に、IMF加盟組合の結束を保つことを最優先させ、いわば中身の無い結論に至らざるを得ませんでした。

それからほぼ5年後の2005年5月、IMF執行委員会は「中国に関する宣言」を採択することになりますが、その内容とIMFの今後の中国対策についてお話しする前に、過去2度にわたり暗礁に乗り上げた対中対策が3度目の挑戦をすることに至った背景を簡単に見ておきたいと思えます。

周知のように、グローバル化が進行する中で中国の世界経済に占める比重は、加速度的

に増大し、同時に亜・米・欧系企業の対中進出が急速に進んでいます。一方、人権、労働者の権利（中核的労働基準）といった側面から見た場合、最近徐々に改善は見られるものの、それらは依然として厳しく制限されています。

このような状況下で、IMFとしてのどのような対応を取るべきかについては、大まかに言って2つの意見があります。一つは、「人権、労働者の権利を抑圧している政府の一機関である工会とは一切コンタクトをとるべきではない」という人権至上主義の立場です。もう一つは、「多数の多国籍企業が対中進出をしている中、労働組合として状況改善のために関与していく責任がある」という現実的、実践的な立場です。2000年12月の執行委員会の結論は、政治的配慮から前者の意見を取り入れたものでした。しかし、実情は、後者の意見が多数を占めるといふ状況にありましたから、IMF本部として中国問題を今後どの



● IMF (国際金属労連) 書記次長

**鎌田 普** かまだ・ひろし

72年IMF-JCに入局。調査局で国際金属労組の賃金・労働条件比較を担当。75年IMF本部へ派遣。特別企画部長をはじめ、自動車、航空宇宙、電機電子、事務技術職など各種産業担当部長を歴任。95年IMFシニア・エグゼクティブ・オフィサー(SEO)に就任し、地域組織機構、地域事務所、財政、人事、総務を担当。05年6月にIMF書記次長に就任(現)。



中国・上海の風景

ような形で取り上げ、具体的活動を計画・実施に移すかという課題が残されました。

## 地域組織機構の活用

中国問題に対する関心を高め、IMF執行



委員会が中国問題を再度議題として取り上げるようにするため、先ず地域から声をあげたかどうかということで、2002年3月台湾で開催の東アジア地域委員会で中国問題を取り上げました。翌年4月ソウルで開催の同委員会でも、調査結果を基にした議論が行われ、その結果をふまえ、2003年北九州で開催のアジア・太平洋公議調整委員会(※注1)で中国問題に関する認識を深め、その重要性を確認し、2004年5月に開催の執行委員会にアジア・太平洋の声を反映させることが確認されました。

## 中国問題特別作業グループの立ち上げ

2004年5月に開催のIMF執行委員会は、中国問題を再度議題に取り上げ、2人の中国問題専門家を招き、問題に関する認識を深める中で、本部提案のたたき台を基に議論が行われました。結果「中国問題特別作業グループ」の設置が決定され、日本を含む9カ国・地域を代表する加盟組合からなる作業グループは同年10月、今年3月と計2回の会議を持ち、執行委員会への提案を行うことになりました。

## IMF執行委員会「中国に関する宣言」を採択

本年5月開催の第31回IMF世界大会直前に開かれた執行委員会は、「中国に関する宣言」

(※注2)を採択しました。宣言は、中国の経済成長と構造変化に注目し、労働者の権利、人権に関する国際基準を満たすための更なるアクションが取られることは、緊急であり、中国の労働者の労働条件は、全世界の労働者に及ぼすであろうとの認識の下に、IMFとして種々の問題を討議するために、在中国多国籍企業子会社で働く労働者とコンタクトをとるべきである、としています。また執行委員会は、作業グループ(※注3)に今年11月開催の執行委員会に具体的な提案を行うよう指示しました。

## IMFの具体的活動

去る9月に開催された作業グループの議論が取り纏められ、来る11月の執行委員会に具体的な提案がなされます。その内容は、3本の柱から成ります。

第1に中国の金属産業に関する情報の収集です。情報収集は、一般的な経済・社会に関するものも含みますが、自動車、電機・電子、鉄鋼、航空・宇宙産業などの各分野の生産、雇用、企業活動に関するものに焦点を当てます。

また、労働者の権利に関する理解を深め、金属産業の各分野の情報を補強するため、20社程度の多国籍企業に焦点を当て、情報を収集します。

第2には、IMF主催の研修会の開催です。具体的には、特定産業分野の多国籍企業に働く少人数の労働者と活動家を中国内外から集め、労働者の権利、団体交渉、安全・衛生、民主的な労働組合の設立、などについて情報交換を行い、討議するというものです。

第3には、既存のIMFウェブサイトに中国問題のセクションを設けようというものです。このサイトには、IMF、加盟組合、外部メディア、NGOなどからの中国に関する情報をのせます。このサイトの目的は、IMF加盟組織・組合員を中心としたサイト利用者の中国問題に対する関心を高め、金属産業分野、金属産業多国籍企業に関する情報を提供することにあります。

以上の3つの活動が執行委員会に提案され、実施に移されることとなりますが、労働者の権利に関するものなどかなり踏み込んだものがあるだけに、紆余曲折も予想されます。これらのプロジェクトは、金属労協をはじめとするIMF加盟組織の全面的な協力なくしては実現不可能です。IMF-JC、加盟組織の一段の協力をお願いするところです。

(10月8日、IMF本部事務所に)

※1: ほぼ10年前、地域により密着したIMF運動を推進するため、アジア・太平洋、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ地域でIMF地域組織機構を立ち上げました。東アジア地域委員会は、その一つ。詳しくは、2004年春号(No.275)の「[IMF INFORMATION]」を参照して下さい。

※2: 当初イギリスの加盟組合であるAMICUSは、世界大会に中国問題に関する決議を提案していた。しかしながら世界大会という場で中国問題を討議することになると議論は原理・原則に終始し、IMFとしての具体的な活動に関する結論は得られない可能性が大であるとの懸念からAMICUSは調整を行い、執行委員会宣言という形で纏められた。

※3: 作業グループの性格付けをより明確にするため、「アドホック(特別)作業グループ」から、「作業グループ」に名称変更し、同時により広範な意見を反映させるため、ラテンアメリカ、アフリカ、中・東欧の加盟組合の代表もグループに加わった。

言うまでも無く、この提案は、11月の執行委員会の承認を得なければなりません。